

## 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）の概要

令和6年11月7日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

### 1. 政令改正の趣旨

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第11回締約国会議（令和5年5月に開催）において、UV-328、メトキシクロル及びデクロランプラスを廃絶対象物質とすることが決定された。

これを受け、厚生労働省薬事審議会（旧：薬事・食品衛生審議会）、経済産業省化学物質審議会及び環境省中央環境審議会において審議を行い、これらの物質を新たに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）の第一種特定化学物質<sup>\*</sup>に指定すること等が適当とされたことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「政令」という。）において、第一種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行う。

<sup>\*</sup>第一種特定化学物質とは、難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で、政令で指定されている物質。第一種特定化学物質に指定されると、政令で定める例外的に使用することができる用途を除き、製造・輸入・使用が禁止されるとともに、当該物質を使用した製品の輸入が禁止される。

### 2. 政令改正内容

(1) 次の化学物質（以下「追加指定物質」という。）を第一種特定化学物質に追加指定する（政令第1条第1項）。

- ①二一（二H一一・二・三ーベンゾトリアゾールー二ーイル）ー四・六ージターシャリーペンチルフェノール（別名UV-328）
- ②一・一・一ートリクロロー二・二ービス（メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）
- ③一・二・三・四・七・八・九・十・十三・十三・十四・十四ードデカクロロー一・四・四a・五・六・六a・七・十・十a・十一・十二・十二aードデカヒドロ一一・四：七・十一ジメタノジベンゾ [a・e] [八] アンヌレン（別名デクロランプラス）

(2) 追加指定物質が使用されている製品のうち、輸入禁止とする製品を指定する（政令第7条）。

(3) デクロランプラスについて、例外的に使用することができる用途及びその期間を指定する（政令原始附則第3項）。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和6年12月頃

施行日：令和7年2月頃（2.（1）及び2.（3）の改正内容）

令和7年6月頃（2.（2）の改正内容）

（以上）